

商談会等参加支援助成金交付要綱

1、趣旨

一般社団法人DMOさかい観光局（以下「観光局」という。）は、坂井市の観光情報の発信並びに坂井市内への観光誘客を図るため、福井県外で行われる商談会等において、観光局の会員の積極的な参加を促すために、予算の範囲内で助成金を交付する。

2、助成金交付の対象等

(1) 助成対象者

観光局の会員

(2) 助成対象要件

助成金の交付を受ける者は、次のアからウすべての要件を満たすこと。

- ア. 福井県外で開催される商談会等のうち当観光局が認めるものであること。
- イ. 商談内容が、坂井市への観光誘客又は観光消費額の増加に寄与できるものであること。
- ウ. 当該商談会等へ参加するために、福井県外へ出張を行うものであること。

3、助成額

この要綱に基づく助成額は、次のとおりとする。

開催場所	助成額（税込）	
	正会員	賛助会員
東京都内	19,000円	15,000円
大阪府内	9,000円	7,000円
愛知県内	9,000円	7,000円
その他	都度、決定する。	都度、決定する。

4、申請および助成の流れ

(1) 助成金の交付申請

助成金の交付を申請しようとする者（以下「申請者」という。）は、事業実施7日前までに、次に掲げる書類を観光局に提出すること。ただし、同一会員による申請は、当該年度3回限りとする。

	内容	備考
①	申請書（様式1）	
②	参加申込書等（任意様式）	参加する商談会等の内容が詳細にわかるもの

(2) 受付期間

毎年度4月1日から3月31日までとする。ただし、先着順に受付のうえ、予算の上限額に達し次第、募集を締切るものとする。

(3) 助成金交付の内定

観光局は、(1)の書類の提出があった場合は内容を審査し、助成金の交付を内定し

た場合は、「助成内定通知書（様式2）」により申請者に通知する。なお、助成金の交付を行わないと決定した場合については、「助成金不交付決定通知書（様式3）」により申請者に通知する。

(4) 実績等の報告

申請者は、参加後速やかに、次に掲げる書類等を観光局に提出すること。

	内容	備考
①	助成金請求書（様式4）	
②	報告書（様式5）	写真を添付すること。

(5) 助成金の支払い

観光局は、(4)の書類等の提出を受けた場合は、必要な検査を行い、内容が適正であると認めたときは、助成金を申請者が指定する銀行口座（日本国内の口座に限る）へ振り込むものとする。

5、助成決定の取り消し

(1) 観光局は、以下の場合は助成金交付の決定を取り消すことができる。

- ア. 申請者がこの要綱の規定に違反したとき
- イ. 提出された書類等に虚偽の記載をしたことが判明したとき
- ウ. 観光局が求める書類等の提出がされないとき

(2) 観光局は、前項の事由により助成の決定を取り消す場合において、既に助成金が交付されているときは、その一部もしくは全部の返還を要求することができる。

6、その他

この要綱に定めのない事項については、観光局が別に定める。

附 則

- 1 この要綱は、令和4年7月1日から施行する。
- 2 この要綱は、令和6年4月1日から施行する。
- 3 この要綱は、令和7年4月1日から施行する。